

厚生委員会資料
令和5年11月27日
健康推進部国保医療年金課

第83号議案

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料)

目 次

【審議事項】

1. 品川区国民健康保険条例の一部改正

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1) 国民健康保険料の産前産後期間の免除措置の新設について | 1 |
| 産前産後保険料免除周知リーフレット（例） | 2 |
| (2) 地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う | 3 |
| 地方税法の引用条項の変更について | |

【報告事項】

- | | |
|------------------------|-----|
| 2. 第三期データヘルス計画等の策定について | 4 |
| データヘルス計画に基づく実施事業一覧 | 5～8 |

【審議事項 1. 品川区国民健康保険条例の一部改正】

(1) 国民健康保険料の産前産後期間の免除措置の新設について

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）、それに伴う関係法令の整備に関する政省令が公布され、国民健康保険制度においても、出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び均等割り保険料の免除規定が創設される。

これに伴い、品川区国民健康保険条例及び条例施行規則を一部改正し、新たに産前産後期間の保険料免除に係る規定を新設する。

新設条項：第19条の5（出産被保険者の保険料の減額）

第24条の5（出産被保険者に関する届出）

※別紙「品川区国民健康保険条例新旧対照表（案）」参照

※条項の新設に伴い、賦課総額算定に係る各条項に変更あり

対象者：出産する被保険者

免除期間：4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）

原則世帯主からの届出により、出産予定日の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る、出産する被保険者の所得割額及び均等割額が免除される。

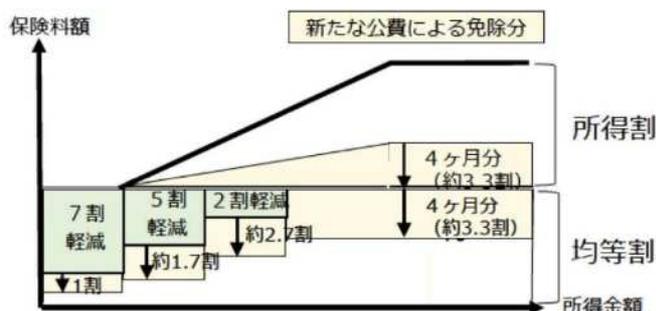
※保険料を12か月納付として免除分の割合を算定

施行予定日：令和6年1月1日

※令和5年11月出産から該当。申請は施行日以降より受付

費用負担：国1/2、東京都1/4、品川区1/4

【イメージ：賦課方式が2方式（均等割、所得割）の場合】



【参考】

令和4年度

出産育児一時金の支給件数 219件

令和5年度

出産育児一時金の支給見込 240件

出典：令和5年2月24日厚生労働省
「第96回社会保障審議会医療部会資料」より

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出生した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

〇〇市（区・町・村） 〇〇部〇〇課〇〇係 TEL - -

【審議事項 1. 品川区国民健康保険条例の一部改正】

(2) 地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う地方税法の引用条項の変更について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が公布され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険料の所得割額算定に当たり引用する地方税法の条項（附則第35条の2の6）に変更が生じることから、品川区国民健康保険条例の関係規定を改め、同法の改正に対応する。

対象条項：①品川区国民健康保険条例第15条第1項
（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）
②品川区国民健康保険条例第19条の2第1項第1号
（低所得者の保険料の減額）

改正内容：対象条項の文中で引用する地方税法附則第35条の2の6（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の各項を下記のとおり改める

新	旧
同法附則第35条の2の6第 <u>8</u> 項または第 <u>11</u> 項	同法附則第35条の2の6第 <u>11</u> 項または第 <u>15</u> 項
同法附則第35条の2の6第 <u>11</u> 項	同法附則第35条の2の6第 <u>15</u> 項

施行予定日：令和6年1月1日